

火災予防関係届出事務の受付窓口一覧

1 防火対象物使用開始届出、消防用設備等設置届及び工事整備対象設備等着工届、火を使用する設備等の市川市火災予防条例第44条関係の届出、指定数量未満の危険物（少量危険物）及び指定可燃物の貯蔵、取扱いに関する届出

届出の種別	管轄	受付窓口
① 1000㎡未満の新築、増築、改築に伴う防火対象物の下記の届出。 ・ 着工届、設置届 ・ 防火対象物使用開始届。	八幡、南八幡、鬼越、鬼高、高石神、東菅野、東大和田、稲荷木、田尻、田尻1～5丁目、北方、本北方、北方町4丁目、中山、若宮、原木、原木1～4丁目、二俣、二俣1、2丁目、二俣新町、高谷、高谷1～3丁目、高谷新町、東浜、上妙典	東消防署 (2階)
② 既存防火対象物の店舗等の開店、改修、用途変更に伴う次の届出。 ・ 着工届、設置届 ・ 防火対象物使用開始届。	北部地区（曾谷、東国分、稲越、下貝塚、宮久保、大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町）	西消防署 (2階)
③ 上記に伴う火を使用する設備等の市川市火災予防条例第44条関係の届出 (炉、温風暖房機、厨房設備、ボイラー又は給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機、変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備、水素ガスを充てんする気球)	市川、市川南、新田、平田、須和田、菅野、真間、大洲、大和田、国府台、国分、中国分、北国分、堀之内	南消防署 (2階)
④ 指定数量未満の危険物（少量危険物）及び指定可燃物の貯蔵、取扱い又は廃止に関する届出	行徳地区全域（河原、下新宿、妙典、本塩、本行徳、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、高浜町、加藤新田、下妙典、押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻、南行徳、塩浜、福栄、行徳駅前、末広、新浜、入船、日之出、宝、幸、千鳥町）	北消防署 (2階)

2 防火管理に関する届出、消防用設備等点検結果報告書の届出、道路工事、水道断水（減水）、煙火打上げ（仕掛け）等届出

届出の種別	管轄	受付窓口
・ 消防用設備等点検結果報告 ・ 防火（防災）管理者選任（解任）届 ・ 防火管理（防災管理）消防計画作成（変更）届 ・ 自衛消防訓練通知書 ・ 統括防火（防災）管理者選任（解任）届 ・ 防火管理（防災管理） 全体についての消防計画作成（変更）届	八幡、南八幡、鬼越、鬼高、高石神、東菅野、東大和田、稲荷木、田尻、田尻1～5丁目、北方、本北方、北方町4丁目、中山、若宮、原木、原木1～4丁目、二俣、二俣1、2丁目、二俣新町、高谷、高谷1～3丁目、高谷新町、東浜、上妙典	東消防署 (2階)
・ 自衛消防組織設置（変更）届出 ・ 防火対象物（防災管理）点検結果報告 ・ 防火対象物（防災管理）点検報告特例認定申請	市川、市川南、新田、平田、須和田、菅野、真間、大洲、大和田、国府台、国分、中国分、北国分、堀之内	西消防署 (2階)
・ 圧縮アセチレンガス（液化石油ガス）等の貯蔵・取扱いの開始（廃止）届出 ・ 禁止行為の解除承認申請 ・ 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生させるおそれのある行為の届出 ・ 露店等の開設届出（対象火気使用器具を使用する場合に限る。）	行徳地区（河原、下新宿、妙典、本塩、本行徳、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、高浜町、加藤新田、下妙典、押切、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻、南行徳、塩浜、福栄、行徳駅前、末広、新浜、入船、日之出、宝、幸、千鳥町）	南消防署 (2階)
・ 催物開催届出 ・ 煙火打上げ（仕掛け）届出 ・ 水道の断水（減水）届出 ・ 道路工事届出	曾谷、東国分、稲越、下貝塚、宮久保、大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町	北消防署 (2階)